

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月13日の本会議において付託を受けた議案11件について、14日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第1号 田辺市職員の給与に関する条例の一部改正について、同議案第2号 田辺市職員の再任用に関する条例の制定について、同議案第3号 田辺市職員恩給条例の廃止について、同議案第4号 田辺市税条例の一部改正について、同議案第5号 住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、同議案第14号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分、同議案第17号 権利の放棄について、同議案第18号 平成28年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、同議案第22号 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について、同議案第23号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び同議案第24号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第6号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第2号 田辺市職員の再任用に関する条例の制定についてにかかわって、当制度を導入することによる職員定数の考え方や処遇、また、新規採用職員数への影響についてただしたのに対し、「職員定数については、再任用職員が正職員と同様、週5日、規定の勤務時間を勤務する場合は定数に含むが、一方で、再任用制度においては、多様な勤務形態が認められており、週4日以下や1日4時間といった短時間勤務の場合は定数に含まない。処遇については、正職員と同様に勤務する場合、休暇は年20日付与、期末勤勉手当は2.25カ月分を支給する。当制度の導入は、新たな行政課題や増加する業務量等への対応も目的としているが、一定程度の新規採用職員数を確保しつつ、バランスを勘案し、それぞれの採用を決定していく」との答弁がありました。さらに委員から、再任用制度を導入することによる職員数増加への懸念、また、希望者が再任用予定人数を超えた場合の判断基準についてただしたのに対し、「本市の行政エリアは広大で、また毎年新規事業を実施し、かつ、各行政局に一定数の職員を配置しながらも、今後も最小限の人数で行き届いた行政サービスを提供できる職員配置をしていく方針である。また、再任用に当たっては、在職中の勤務成績及び面接を基本に選考

し、必要人数を採用するものである」との答弁がありました。

次に、議案第14号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分のうち、まちづくり推進事業費にかかわって、地域おこし協力隊員に係る賃金を報酬に更正した理由をただしたのに対し、「地域おこし協力隊員の活動に時間的な制約を設けず自由度を高めるため、また、全国的な事例から、本市においても非常勤特別職とし、更正したものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成28年12月20日

総務企画委員会

委員長 小川 浩 樹

委員 長 報 告

本委員会は、本日の本会議において付託を受けた4定発議第2号「田辺市議会議員及び田辺市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」、委員会を開催し、提出者及び当局の説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の過程における委員からの意見の要旨について、御報告申し上げます。

市がおかれている状況からすると、候補者が身近でないとされる多くの市民に、その活動や政見等を理解してもらうという観点から前向きに導入すべきという意見がありました。

一方、選挙公報そのものを否定するものではないが、現状取り得る配布方法では、全戸配布を達成することが極めて難しい状況にあることから、選挙公報配付のために新たな人員を雇用し費用が発生してでも実施するには、人員確保も含めて困難であり公平性の担保が不透明なこと、さらに費用対効果及び実効性等の見地からしても疑問であるという意見がありました。

当委員会としては、これらの議論を経た後、採決を行った結果、本件については、賛成少数により、否決されました。

以上、委員長報告といたします。

平成28年12月20日

総務企画委員会

委員長 小川 浩 樹

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月13日の本会議において付託を受けた4定議案第12号 田辺市熊野古道館の指定管理者の指定について、12月13日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成28年12月20日

産業建設委員会

委員長 川 崎 五 一

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月13日の本会議において付託を受けた議案5件について、12月13日及び20日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第7号 田辺市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、同議案第9号 工事請負変更契約の締結について、同議案第11号 田辺市熊野の郷古道ヶ丘の指定管理者の指定について、同議案第14号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分及び同議案第19号 平成28年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第2号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第7号 田辺市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてにかかわって、農業委員の報酬についてただしたのに対し、「農業委員定数が39名から19名に減員となることにより、委員一人当たりの業務量が増加することと、全国の平均報酬月額が約3万円であることを考慮し、増額することとした」との答弁がありました。

次に、議案第14号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分のうち、農業振興費にかかわって、梅の食育普及促進事業負担金の増額理由と詳細説明を求めたのに対し、「本市とみなべ町、JA紀南、JA紀州で組織する梅食育普及促進協議会が事業主体となり、平成27年度は、梅の食育に係る本を発行し、全国の小学校2万2,300校、公立図書館3,200館の計2万5,500施設に無料配付した。今年度は、梅に関する出前授業を実施するため希望校を募集したところ、想定の2倍を超える125校から応募があり、小学校4年生を中心に、梅の歴史や世界農業遺産についての話や梅ジュースの作り方などの体験学習を実施し、大変好評であった」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成28年12月20日

産業建設委員会

委員長 川 崎 五 一

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月13日の本会議において付託を受けた議案7件について、14日及び20日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第6号 田辺市学童保育所条例の一部改正について、同議案第8号 田辺市立小学校及び中学校条例の一部改正について、同議案第10号 田辺市障害福祉サービス事業所古道ヶ丘の指定管理者の指定について、同議案第13号 紀南文化会館の指定管理者の指定について、同議案第14号 平成28年度田辺市一般会計補正予算（第5号）の所管部分、同議案第15号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について及び同議案第16号 平成28年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成28年12月20日

文教厚生委員会

委員長 出 水 豊 数